

春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日井市公共下水道事業（以下「事業」という。）の面整備後における宅内排水設備の整備の促進及び円滑な維持管理を図るため、事業の実施に伴う汚水接続ます（以下「汚水接続ます」という。）の設置などに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水接続ます 公共下水道に宅内排水を流すため、その土地に設置する公共ますをいう。
- (2) 取付管 公共下水道本管と汚水接続ますを接続する管をいう。
- (3) 1宅地 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- (4) 更地 田、畑などの農地や駐車場など住宅等のない土地をいう。
- (5) 申請者 汚水接続ますの設置をしようとする者をいう。
- (6) 支給ます 申請者から申し出があった場合や、障害物などにより物理的に設置できない場合等に、市が道路境界まで取付管を施工し、汚水接続ますの設置を行わず、申請者に支給する汚水接続ますをいう。申請者の自己負担により設置するもの。
- (7) 保留ます 当該面整備時において公共下水道の利用ができない場合等に、設置を保留する汚水接続ますをいう。設置が可能になった場合、申請者の申し出により市負担で設置するもの。

(申請等)

第3条 申請者は、当該面整備時に指定された期日までに汚水接続ます設置申請書（第1号様式）（以下「設置申請書」という。）により事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。

- 2 申請者より提出された設置申請書に基づき、申請者と市からの発注を請け負った施工業者の間で立会い（以下「立会い」という。）を行い、設置位

置を決定するものとする。この際、立会いを行った者は汚水接続ます設置位置の立会確認書（第1号様式の2）の確認者欄に記名するものとする。

（費用負担）

第4条 汚水接続ます及び取付管（以下「汚水接続ます等」という。）は、市負担により設置するものと、申請者の自己負担により設置するものに区分する。

（市負担による設置）

第5条 市負担による汚水接続ます等の設置は、原則として1宅地につき1個、更地については1筆につき1個とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 市からの設置申請書の送付を受けても、汚水接続ます設置の申請をしなかった場合。
- (2) 地積が30平方メートル未満の土地。
- (3) 春日井市公共下水道事業計画区域外から公共下水道への接続に関する要綱の許可を受けた者が設置しようとする場合。
- (4) 汚水接続ます設置申請の同意を得られない場合。
- (5) 隣接土地との境界が定かでなく、境界付近に設置しようとする場合。

（自己負担による設置）

第6条 汚水接続ます等の設置にあたって、次の各号のいずれかに該当する場合は申請者の自己負担により汚水接続ます等を設置するものとする。

- (1) 市負担により設置することができる汚水接続ますの個数を超える汚水接続ます等の設置を希望する場合。
- (2) 支給ますを設置する場合。
- (3) 立会いが実施され、かつ公共下水道本管を設置した後に希望した設置位置を変更する場合。
- (4) 設置申請書が、市が指定した期日を過ぎ、汚水接続ます等の施工までに提出されない場合。
- (5) 当該の面整備後に権利の移動、家屋の新築、分筆等により、新たに汚水接続ます等が必要となる場合。

（設置個数）

第7条 市負担による汚水接続ます等の設置個数は、第5条の規定にかかわらず

ず、次の各号のいずれかに該当する場合、設置個数を増やすことができる。

(1) 1宅地または土地の面積が500平方メートルを超える場合は、500平方メートルを超えるごとに1個増やすことができる。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市が必要と認める場合。

(保留ます制度の基準)

第8条 次の各号に該当するときは市長に申請し、保留ます制度を利用することができる。

(1) 崖地、低地、公道に接していない等により、当該面整備時において宅地化が困難又は公共下水道の利用が不可能と認められる土地。

(2) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）の規定に基づき保全する農地として指定を受けた土地。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、市が必要と認める場合。

2 前項に該当し、保留ます制度を利用する場合は、当該面整備時に指定された期日までに、申請者は保留ますに関する協議書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

3 市は、前号の協議書が提出された場合は、保留ますに関する協議回答書（第3号様式）を申請者及び土地所有者に交付する。

4 保留ますを設置できる個数は、協議書を取り交わす時点での第5条及び第7条に定めた個数とする。

(設置位置)

第9条 汚水接続ます等を設置する位置は、次のとおりとする。

(1) 道路境界から、おおむね50センチメートル以内とする。ただし、石積堀等の障害物により設置が著しく困難な場合は、当該障害物を避けた位置とすることができる。

(2) 道路より宅地が低い場合は、汚水接続ます天端を道路面又は側溝天端にあわせる。ただし、個々の状況から宅地面とすることが支障なく、かつやむを得ない場合は、この限りではない。

(3) 設置位置は、設置申請書で申請された位置とするが、設置が技術的に困難な場合は、申請者と協議し設置位置を変更することができる。

(汚水接続ます等の規格及び構造)

第 10 条 汚水接続ますの規格及び構造は、市の定める基準による。ただし、立地条件等により施工困難な場合は、この限りではない。

2 前項の構造に加えて、申請者の希望により補強等を行う部分は、自己負担とする。

(所有権の帰属)

第 11 条 汚水接続ます等の所有権は、次により市に帰属する。

(1) 市負担により設置した汚水接続ます等は、市の所有とする。

(2) 自己負担により設置した汚水接続ます等は、工事の完了後に市に所有権を移管することとする。

(維持管理)

第 12 条 汚水接続ますの維持管理は、使用者が行うものとし、排水設備の接続、補修、移設その他一切の費用は、自己負担とする。

2 公共下水道本管および取付管の維持管理は、市が行うものとする。ただし、使用者に起因する破損や詰まり等を除く。

(その他)

第 13 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市と申請者が協議する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

汚水接続ます設置基準

1 市負担による設置基準

住宅等のある土地については、1宅地につき1個、更地については、1筆につき1個とし、それぞれ500平方メートルを超える場合は、500平方メートルを超えるごとに1個増やすことができます。

注意事項

- (1)今回申請されない場合は、自己負担(有料)となりますので御注意ください。
- (2)特に大きい土地(運動場、倉庫、工場、駐車場等)あるいは過小(30㎡未満)な土地及び集合住宅等については、例外規定もありますので申請内容を調査して該当しない場合は調整させていただくことがあります。

2 自己負担による設置基準

- (1)市負担により設置することができる汚水接続ますの個数を超える設置を希望される場合。
- (2)設置された汚水接続ますの位置を変更する場合。
- (3)権利の移動、家屋の新築、分筆等により新たに必要となる場合。

3 申請書の記載について

- (1)申請者欄には、お住まいの住所、氏名、電話番号を記入してください。(法人の場合は、会社等の所在地、法人名、電話番号)
- (2)土地所有者欄は、土地所有者が申請者と同じ場合は記入の必要はありません。
- (3)施工業者との汚水接続ます設置位置確認の立会時に「汚水接続ます設置位置の立会確認書」に記名をお願いします。
- (4)見取図は概略で結構です。
- (5)更地の場合は、道路、敷地形状、汚水接続ますの位置を記入してください。

4 所有権について

- (1)市負担により設置した汚水接続ますは市の所有となります。
- (2)自己負担により設置した汚水接続ますは、工事の完了後に市に所有権を移管することになります。

5 維持管理について

設置された汚水接続ますについては、使用者において維持管理をお願いします。

6 個人情報の取扱いについて

「春日井市個人情報保護条例」に基づき、本申請書の情報は汚水接続ます設置位置の確認および立会のための連絡以外には利用しません。

第2号様式（第8条関係）

保留ますに関する協議書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

住 所

氏 名

電 話 （ ）

春日井市公共下水道本管工事に係る污水接続ます設置基準第8条の規定に基づき、保留ますに関して協議します。

1 申請地

該 当 所 在 地

申請地の状況

地 積

2 土地所有者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

3 保留する理由

※污水接続ます設置申請書と共に提出すること。

※申請者と土地所有者が相違する場合は、双方の住所・氏名を記入すること。

第3号様式（第8条関係）

保留ますに関する協議回答書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日に受理しました保留ますに関する協議書に対する回答を、春日井市公共下水道本管工事に係る污水接続ます設置基準第8条の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 申請地

該当所在地

申請地の状況

地 積

2 土地所有者

住所（所在地）

氏名（名称）

3 協議結果

承認・不承認

4 承認（不承認）理由

5 保留ますを設置できる個数

6 特記事項

污水接続ますの設置が必要となる場合は、3か月前に申し出ること。